なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年11月12日

千葉県知事　熊谷　俊人

記

農事組合法人佐倉市南部営農組合

千葉県佐倉市下勝田426番地

農事組合法人東園組合

千葉県長生郡一宮町一宮1234番地

農事組合法人南総えころじー

千葉県南房総市千倉町瀬戸2416番地

農事組合法人房州じゃんぼ

千葉県南房総市和田町黒岩51番地

農事組合法人旭北部施設園芸組合

千葉県旭市入野1831番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

北海道帯広市西十一条南十五丁目二番地

有限会社ハッピーズ

清算人　古川　俊弘

解散公告

当法人は、令和七年七月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

札幌市中央区南四条西五丁目八番地八

ビル　一般社団法人札幌ｅスポーツ協会

代表清算人　大輪　和広

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、千葉県知事に、その旨の届出をされたい。